

第23次東京都消費生活対策審議会  
第2回検討部会

平成26年7月11日（金）  
都庁第一本庁舎25階 一般会議室108・109

午前9時56分開会

○池本部会長 おはようございます。

台風の影響もなく、無事、皆さんに参加いただきましたので、それでは「東京都消費生活対策審議会第2回検討部会」を開会いたします。

初めに、事務局から定足数の確認、配付資料の確認をお願いできますか。

○企画調整課長 おはようございます。

企画調整課長の吉村でございます。本日もよろしくお願いたします。

出席状況でございますが、当部会は、委員6名と専門員1名で構成させていただいております。本日は、全員の御出席をいただいておりますので、部会として成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日お配りしております資料を説明させていただきます。

まず、会議次第の次になりますが、資料1の部会委員名簿でございます。

資料2は、部会の幹事・書記名簿でございます。

資料3は、A3の資料になりまして、条例上の消費者教育に関する条項の充実についての資料でございます。

資料4が消費者被害の救済の充実についての資料でございます。

その他、参考資料といたしまして、参考資料の1が第1回総会での意見。

2番目が「東京都消費生活条例関係規程集」という黄色の冊子になっております。

参考資料の3つ目が灰色の冊子で「逐条解説 東京都消費生活条例」というものでございます。

参考資料の4番目は「東京都消費者教育推進計画」の冊子でございます。

最後の資料、5番目がA4横の資料でございます。消費生活対策審議会検討部会の今後の予定の資料でございます。

不足している資料がございましたらお知らせください。大丈夫でしょうか。

また、恐れ入りますが、本日お配りしております参考資料の冊子3冊につきましては、次回以降の会議でも使用したいと思っておりますので、終了後は机上にお残しいただきますようお願いいたします。

以上です。

○池本部会長 資料はよろしいでしょうか。

それでは、審議事項に入るところですが、その前に、きょうは審議事項が3つ課題がご

ございますが、審議事項（３）に関連して１点だけ確認、協議をさせていただきます。

この検討部会は原則公開ということで第１回するときにも確認をいたしました。ただ、審議事項（３）「悪質事業者への対応強化」の問題は小部会を設置して、そこで議論をして、きょう、中間の取りまとめを報告して、また議論していただくことになっているのですが、これについては事業者規制にかかる手順あるいは立法事実の関係で、場合によっては特定事業者に不利益を与えるおそれがある。やや特定情報にかかわる議論に及ぶ可能性があるということで、小部会は非公開とさせていただきました。したがって、この部会でも、まだ最終確定の前の段階で報告をいただく場面で同じような問題が出る可能性がありますので、審議事項（３）に関連しては非公開の扱いで進めさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○池本部長 では、恐縮ですが、傍聴なさっている方は審議事項（３）のときには退席していただくようお願いすることになるかと思えます。あしからず御了承ください。

さて、それでは早速、審議事項（１）の「消費者教育の展開について」に入らせていただきます。まず先に事務局から説明をいただいた上で、委員の皆さんから意見をいただく形で進めたいと思います。

では、事務局から、よろしくお願ひします。

○企画調整課長 それでは、企画調整課長の吉村から御説明させていただきます。

資料３の「条例上の消費者教育に関する条項の充実について」をごらんください。

こちらの資料でございますが、資料の左側のほうは「消費者教育を取り巻く現状」ということで、上段の（１）では、都と国の動向の主なものを時系列でまとめさせていただいております。

東京都は、最初に平成６年というところで書いてございますが、それ以前から都民や教員を対象とした講座を始め、消費者教育の事業を実施しておりましたけれども、平成６年１２月にそれまで４つほどありました条例を１つにまとめまして「東京都消費生活条例」というものに全部改正をいたしました。この条例の中で、消費者の権利として消費者教育を受ける権利というものを位置づけたところでございます。

その後、平成９年２月には、条例に基づきまして「消費生活基本計画」を初めて策定いたしました。この中で施策の方向として「消費者教育・啓発」を規定して、消費者教育に取り組んでまいりました。

一方、国のほうでは平成16年に消費者基本法が施行されまして、消費者が消費者教育を受ける権利というものが法律の中で明記されました。しかし、実際にはなかなか消費者教育というものが浸透しているとはまでは言えない状況を踏まえまして、平成22年には消費者教育推進会議が設置されまして、今後の消費者教育推進のための方策の検討というものが開始されたところでございます。

また、平成23年度からは消費者教育に関する内容が充実されました新学習指導要領が小中高で順次実施されまして、平成24年には消費者教育推進法が制定、施行されるなど、消費者教育の推進の機運が高まってきたところでございます。

都ではその後、同法の趣旨を踏まえまして、平成25年5月に消費者教育推進協議会を設置いたしまして、この協議会の意見を伺った上で、8月には消費者教育推進計画を策定いたしました。また、年度ごとに実施する消費者教育の具体的な取組を掲載した消費者教育アクションプログラムというものを策定いたしまして、消費者教育の一層の充実を図っているところでございます。

次に、(2)の「消費生活条例」に係る状況のところですが、下の枠内のところに、条例の第7章に書いてございます消費者教育に関する規定を抜粋しております。第41条で消費者教育の推進、第42条で学習条件の整備として規定を設けているところでございます。

その枠の上の網かけの箇所に記載のとおり、消費生活条例に全部改正をしてから約20年を経過してはおりますが、第7章の規定というのは、現在も大きな意義を有しているのかなと考えているところでございます。とはいえこの間、法律が制定された背景などを踏まえまして、今回は見直しや検討を行うよい機会と捉えまして、今回、御審議をお願いしているところでございます。

資料の右側に移りまして、検討に当たっての考え方をまとめさせていただいておりますが、表の上のほうは推進法の条項、下のほうが都の消費者教育推進計画で示された消費者教育の考え方などをまとめさせていただいたものでございます。

重なる部分も多いのですが、例えば幼児期から高齢期までの体系的な消費者教育ですとか、消費者の特性への配慮、消費者教育を推進する多様な主体との連携などによる効果的な実施ですとか、消費者団体や事業者団体などの役割といいますか、こういったことを努力していただきたいかといったことがまとめられております。

右側の備考欄というところは、現在の条例で既に関係の規定があるものについて挙げさせていただいております。こうしたことを踏まえまして、網かけの部分に考え方を示して

おりますが、この間の法制定や推進計画の策定などを踏まえまして、消費者教育のさらなる充実のため、都が消費者教育を推進するに当たっての基本的事項や消費者、消費者団体、事業者・事業者団体の役割等につきまして条例に位置づけていく必要があるという考え方のもと、3のほうに追加事項の事務局案をお示ししております。

まず、1番目の都における消費者教育の推進に当たっての基本的事項についてでございますが、幼児期から高齢期に至るまでの体系的な消費者教育の実施。障害の有無など消費者の特性や、消費者教育が行われる場の特性に応じた適切な方法による消費者教育の実施。消費者教育を推進する多様な主体と連携を図り、効果的な消費者教育を実施することを挙げております。

2つ目が消費者教育における消費者・消費者団体及び事業者・事業者団体の役割（努力）についてということで、消費者につきましては、消費生活を営む上で必要な知識等の学習に向け努力すること。消費者団体につきましては、自主的な消費者教育の取組や、さまざまな場で行われる消費者教育への協力。3つ目が事業者・事業者団体に対しまして、自主的な取組ですとか、都が実施する施策への協力ということ。最後の4つ目の事業者につきましては、消費者への情報提供、従業員への消費者教育の実施ということで挙げさせていただきました。

消費者教育推進法の中でも下の3つ、消費者団体以下の部分については同様の理念が盛り込まれておりまして、一番上の消費者に関する部分は消費者教育推進法の中ではこういった規定が今のところ書いてございませんので、都の条例独自といいますか、そういった規定になっていくのかなと思っております。

説明は以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

では、今の御説明を受けて、委員の皆さんから御意見をお願いしたいと思います。どの観点からでも結構ですので、よろしく申し上げます。

○洞澤委員 幾つかあるのですけれども、まず、既存の条項に関してなのですが、41条ですけれども、これ自体が大変先進的な内容が昔から盛り込まれていたのだなと感心しているところではあるのですけれども、他方で、後ろのほうで「並びに」以下なのですが、「その行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため」という形で、理解を深めることも重要かと思うのですけれども、さらに進んでこういったことにも配慮して、消費者が持続可能な社会に貢献できるように主体的に行動していくというような、

もう一步進んだ方向性を示すことも大事なのではないかなと思いました。それが1点目です。

2点目ですけれども、条例への追加事項の件についてですが、先ほど説明の中でも御指摘がありました。消費者の役割について条項を設けるかどうかということは1つの重要な論点かなと思っております。社会を構成するその一員として消費者自身に役割を担ってもらうことは当然のことかと思うのですけれども、この規定ぶり次第では、消費者の自己責任という方向に持っていかれないようにしていただきたいというか、そこを非常に繊細に工夫する必要があるのかなと思っております。

雑駁ですが、以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○矢野委員 ただいまの洞澤先生の御意見のところに関連した意見になりますが、私も今回の追加事項のところ新たに(2)で消費者自身の役割といいますか、努力が提案されていますけれども、改めてこのことを設けた理由みたいなものをもう少し御説明いただきたいなと思っております。

消費者教育推進法にしても、東京都が策定した消費者教育推進計画にしても、やはり消費者市民社会を目指した上での、そこへどう積極的に参画するかという視点が非常に重要であるというところでは、そういう視点を踏まえた上での消費者の役割を追加事項として設けていくことがより望ましいのではないかということで、個々の文章は消費者市民の育成という視点で少し修正をしていったほうがいいのかと思いますが、今後の計画のところパブコメ募集もありますから、それを踏まえてやるのか、今回、中間報告の提案で修正するのか、その辺はまた皆さんで少し検討してということですか。

条例への追加事項の(1)、(2)は具体的には、現行の41条、42条に新たに43条を設けるのか、その辺、どこに位置づけるのかもお考えがあれば御説明いただきたいと思えます。

○池本部長 では、お願いします。

○企画調整課長 条例についてはいろいろなやり方があると思うのですが、例えば41条の2項、3項とかという方法もありますし、あと、条文全体をずらして入れていく方法もあるのかなと思っていて、それは内容を決めてから体裁について考えたいと思っております。

○消費生活総合センター活動推進課長 消費生活総合センター活動推進課長の江寺でございます。よろしくお願いいたします。

消費者の方に対する役割を明記してほしいということは、私ども消費生活総合センターは、消費者教育の担い手として、多種多様な切り口で消費者教育・啓発事業を展開しているところですが、受ける側の消費者の方にぜひ自覚を持って、私どもが発信した消費者教育・啓発事業の内容を受信していただきたいという強い願いからこういう形でお願いしたいということでございます。

○池本部長 今の御説明でいかがでしょうか。

では、野澤委員。

○野澤委員 別の論点で。

○池本部長 もちろん別の論点も結構です。

○野澤委員 今回、消費者教育の充実ということで、大変それはいいことなのですが、事業者が今の条例だと、都と消費者ということで、消費者に対する教育ということが重視されているわけですがけれども、事業者が例えば従業員に対して教育をすとか、あるいは事業者自身をどうやって消費者教育をしていくかという所も大事で、消費者だけを対象にしてもなかなか消費者教育全体は大変難しい問題もありますので、やはり事業者自身を何とか教育しなければいけないと思うのです。

そうすると、現行の例えば7条だと、事業者の責務というのは、要するに事業者は法令を守らなければいけないとか、自主的にいろいろな苦情の処理をしなければいけないとかと、そういうことが書いてあるのですけれども、結局、事業者が例えば教育をしなければいけない。従業員をきちんと教育していかなければいけないとかというところは今の条例ではすぽっと落ちているわけです。だから、今回の追加事項の中で、事業者の従業者への消費者教育の実施とかというものが書いてありますから、こういうものも条例に取り込んでいって、事業者に対する教育あるいは事業者自身の教育ということをきちんと責務として書いたほうがいいのではないかと思います。

○池本部長 なるほど。

では、橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 内容については、私は特に意見はないのですが、条例の体裁を見ると、41条というのは都が主語になっているわけですね。これは、知事と教育委員会と言う多元構造があるから、都という主語になっているのだらうと思うのですが、1つは、最近、

法改正があって、教育委員会と首長の関係が少し変わったということが1つある。2番目に、今の野澤先生の話などとも関係して、あるいは前のいろいろな御意見も、結局これは東京都の消費生活部局の政策として積極的に消費者教育なり、もちろんそれは事業者の対応も含めて、政策としてしっかり責任を持って打っていくという形で展開していただきたいと私も思うのですが、そうであるとすれば、法制的に問題がないのであれば、これは「知事が」と変えて、この審議会も含めてこの部局として、1つ具体的な政策を打つのだと。そういう考え方に転換するといいますか、あるいは条例の中でもいろいろありますから、41条、42条は都の施策ということで、これは教育委員会あるいは教育長との関係もあるからというところで条文は残さざるを得ないのであれば残してもよいと思うのですけれども、それであるとすれば、少し具体的にこういうことをこれからやっていくのだという部分は、例えばそれは「知事が」と書けば、それはこの部局あるいはこの審議会が具体的施策を責任を持ってやりますという位置づけになると思うので、ちょっといろいろ問題があるかもしれませんから、無理にとは申し上げませんが、やはりそういう方向に転換していくことが考えられる。だから、消費者教育を行政がやるべき具体的施策として位置づけるのであれば、誰が責任を持つのですかと。それは非常に重要なことなので、ふわっとした規定から具体的な仕組みに変えていくには、そのところは検討する必要があるのではないかと考えたということで、申し上げてさせていただきました。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

行政の組織の中での責任の所在を明確にしていくという意味では非常に適切な御指摘をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、越山委員。

○越山委員 東京都の条例の発展の歴史は、円滑で迅速に対応してきていると思います。消費者教育推進計画やアクションプログラムなど、先駆的に推進しています。しかし、時代や関連法令の改正等に伴いそれらの中身が総合的に見て妥当かどうかは随時見直す必要性を考えなければいけなくなるのではないかなと思われまますので、妥当なタイミングと思います。

意見なのですけれども、2番目の先ほどからお話が出ています41条、42条の消費者教育の推進の箇所なのですが、消費者教育の推進法の中では、消費者教育だけではなくて

「啓発」という言葉が入っています。消費者教育というのは本来であれば、講師がいて、またはみんなで勉強会をするような学習の場で自分たちが勉強をするのが本来の姿とは思いますが、実際にはそうではなくて、若者や高齢者などに啓発情報としての注意喚起を早急に要する場合が増えていると思います。ふだん余り関心のない方に注意喚起する機会を与えるという意味で啓発情報というのは非常に重要な部分があります。これが消費者教育法の中でもその言葉をうたっておりますので、今回のこの見直しに当たって41条、42条、特に41条の「消費者に対する教育に係る施策」でとまるのではなくて、それに伴う啓発等の活動も積極的に進めるというニュアンスが入るのが本来の姿ではないのかなと思います。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、お願いいたします。

○柘原専門員 (2) のところで「消費者教育における消費者・消費者団体及び事業者・事業者団体の役割について」ということで、努力義務を設けてはどうかという問題提起かと思えます。とかく消費者問題につきましては、消費者と事業者を対立構造で捉えるケースがまことに多いのでありますが、基本的には、お客様のニーズですとか課題が商品サービスの新しい開発につながりまして、結果的に企業が育てられて社会の暮らしも豊かになるという好循環の構図が実際の消費でございます。そういった意味からしますと、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体ということで4者それぞれの努力義務、役割を果たすということで整理をされておりますけれども、一方、役割という面でいけば、都の責務というのは条例権者として第3条に都の責務がもちろん書いてありますが、ここに4者の取組を伴走型で支援する都の役割というものも当然この中に大きくかさとしてかけてもよろしいのではないかと感じております。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、矢野委員、どうぞ。

○矢野委員 条例と計画との関係性、国でいえば、法とその後の基本計画の関係性の問題なのですが、改めてきょうの逐条解説の最初の目次のところを見て、総則のところには都の

責務と事業者の責務は書かれているわけですね。基本的には、この条例自体は、やはり都が消費者の権利を確保とか実現するために何をするか。そのために事業者に何をするかという視点でまずは書かれていると思うのです。だから、条例のところで消費者の責務とか役割というものは大きくは取り上げられていないのですが、それを今回改めて、7章のところの消費者教育のところ国に法律ができて、消費者教育の推進とか消費者市民社会の育成とかという、そういった新たな考え方が入り込んだ中でさらに詳しく、7章のところのみにそこを入れ込むことが条例の全体の捉え方としてどうなのかというのがちょっとよくわかりません。私は、計画で十分その辺の役割とかが対応できればより具体的にできるのかなと思いますが、条例というのは国の法律に都道府県でいえば位置づくものですからそれなりに、どこまで詳しくというか、具体的に記したほうがいいのか。その辺がちょっと素人なりによくまだ整理されていないので、少しアドバイスをいただければと思っています。

○池本部長 今の点は事務局、いかがでしょうか。基本計画と条例との間で、どの辺まで条例に反映させ、2つの関係でどのぐらいの位置づけとして見ていくかということ。

○企画調整課長 計画のほうは具体的な取組について書くというイメージでおりまして、その計画の上位にある考え方のような基本的なものを、条例を変えたとすればですが、条例の中に盛り込んでいくのかなと考えております。あとは、計画では、基本的に東京都が実施主体となってやること書いてあるので、事業者団体さんと消費者団体さんにどうしていただきたいといったことは計画の中には書いていないのです。連携の相手方としての立場で書いてあるという感じです。あいまいなお答えで申しわけありませんが、そのような感じなのかなと思っています。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私からも2点ほど発言させてください。

1つは、区市町村の取組、特に消費者教育の問題で区市町村の取組とそれに対する東京都の支援という観点です。消費者教育推進法ができて、東京都はいち早く地域協議会をつくって消費者教育推進計画と、アクションプログラムも作るという取組をさせていただいているのですが、区市町村ではその動きが、反応が鈍いという怒られますけれども、遅いのではないかと。これは東京都に限らず全国的に都道府県でようやく十幾つかのところ地域協議会ができたけれども、区市町村は1,700あっても十幾つしか地域協議会ができ

ていません。このように、区市町村が一体何をどうすればいいのかが見えていないという実情があるのではないかと。そして、消費者教育の推進というのは本当に地域の中で動きをつくっていかねばいけなく、例えば自覚的な消費者に声をかけて集まっていたいで学習の機会や活動を支援するとなれば、区市町村こそが一番、現場で大事な役割だと思うのです。その部分が十分、動きが見えていないとすると、これは条例の中にどこまで書き込むか、総論的に区市町村の施策に協力するというのはあるのですが、消費者教育推進の側面では、特に区市町村におけるそういう取組を支援するという観点で、条例の中に書き込めるのかどうかというところは検討いただく必要があるのですが、施策としては特に意識してそこは強調しておく必要があるのではないかと。そして、整合性がとれるのであれば、条例の中に明記しておくことが望まれるのではないかと。これが1点目です。

2点目は、冒頭の洞澤委員の発言と共通するところなのですが、現行の41条の規定で、知識や判断力の習得、主体的に行動、それが社会経済に及ぼす影響の理解を深めるという意味では、非常に先駆的な規定が既に掲げられています。そして、この資料3の右下の追加事項は、消費者教育の推進をどういう場面で、どういう手法で広げるかというあたりをさらに追加しようということになっていると思うのですが、やはり消費者教育推進法でいうところの消費者市民社会の形成に参画するというところでは、もっと広く消費者自身が地域の中で連携し、行動することが、より明確に示されていると思うのです。だとすると、41条の理念規定のところの消費者教育の視点ももう一步、推進法の考え方を反映させたものに見直す必要があるのではないかと思いますので、その点も御検討いただければと思います。

ほかにここまでの議論。

どうぞ。

○越山委員 最後の(2)のところでは4つのそれぞれの役割が書いてありますが、1つ抜けているのではないのかなと思いました。今、委員長も言われた区市町村というのは確かに非常に重要な役割を担っているのですが、むしろそこは東京都さんの行政機関の延長上というか、具体的に消費者に近い方だと思います。しかし、むしろ消費者教育を推進するには区市町村よりも、地域やコミュニティーが非常に重要なのかと思います。幾ら東京都さんや、市町村が頑張ったとしても、地域の皆さんが自主的に活動するための場が育成されていかねばいけなく、消費者の中には、消費者教育を推進することを助けてくれる、または広げていかねばいけなく、それを期待されている

人たちもいると思います。その人たちの役割が結果というか、パフォーマンスに非常に大きく影響するような気がしますので、この4つ以外にもう一つ、コミュニティーみたいなものがあればいいのかなと思いました。

○池本部長 ほかにかがででしょうか。

どうぞ。

○洞澤委員 先ほどの41条の書きぶりというか、方向性の話なのですが、どこまで書くかという問題はあるかと思うのですが、恐らく消費者教育の目指すところというのは、現在だけではなくて、将来にわたって可能な社会をつくっていくという視点も必要なのかなと思うのです。後段のところでもそういうことも含めているのかもしれないのですが、今だけではなくて、将来にわたってという視点と、自分を守るということは大前提だと思うのですが、それと同時に、他人にも配慮していくというのですかね。ちょっとうまく言えないのですが、そういったことも多分、求められることかなと思いますので、そういう方向性も含めた書きぶりに変えていく必要があるかなと思っています。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。あるいはここまで出た意見の中で、もちろんこれから検討していただきたいという要望事項がほとんどですから、現時点でこうします、ああしますということではないと思うのですが、何か事務局の側でお気づきの点あるいはさらに今、出た議論の中でこの点はどうか。検討するとしてもこの辺はどうかという、逆に提起も含めて、何かここまでの議論について感想なり御意見があればいかがでしょうか。

○消費生活部長 幾つか貴重な視点を御提供いただいたので、検討させていただきたいと思っております。

一応、今回、消費者なり消費者団体、事業者・事業者団体の役割というか、やっていただきたいことを理念的に書かせていただいたのですが、計画は先ほど吉村が御説明したように、都が実施する計画なのですが、やはり条例というのは、基本的には、都民とか事業者とか、あるいは東京都もそうかもしれませんが、そういった主体の権利とか、やらなければならないこととか、責務を規定して、実際の行動につなげていくという行政の1つのツールだと理解しているのですが、ここで、消費者教育のところでは何か義務づけるという性格のものではないとは思いますが、計画ではあらかた、先ほど江寺のほうで申し上げましたように、やはり動いていただきたい、やっていただきたいという

意味で、そこに役割を明記していく必要があるだろうということで、一応、ここで4者について規定をしたという考え方でございます。

そういう意味で、先ほど消費者についてどうかというお話もあったのですが、一応、登場人物としてそこに消費者が出てこないというのもやや、それぞれの役割がありますので、入っていかないと、逆にややバランスを欠くかなと感じて、このような整理をさせていただいております。

あと、東京都の役割ということで、消費者教育の部分で少し書いてきておりますけれども、その部分でちょっと足りない部分等、御議論いただいたところがありましたので、その辺も踏まえながら、また少しここをブラッシュアップしていきたいと思っております。

○企画調整課長 きちんと整理して、考えさせていただきます。ありがとうございます。

○池本部長 消費者教育のところは、それぞれの方の思いがたくさんあるので、たくさん意見が出ましたが、ぜひ今、委員から出された意見を踏まえて、さらに中間報告案に向けて整理をお願いしたいと思います。

では、この課題はよろしいでしょうか。

それでは、次に審議事項の(2)「消費者被害救済の充実について」、審議を始めたいと思います。

これも最初にまず、事務局から御説明をお願いします。

○消費者情報総括担当課長 消費者情報総括担当課長の石岡でございます。

私からは、資料4によりまして、諮問の3つ目の事項でございます「消費者被害の救済の充実について」、資料には副題として「～集団的消費者被害回復訴訟制度の主体である特定適格消費者団体との連携強化について～」と書かせていただいておりますが、こちらについて御説明させていただきます。

まず、集団的消費者被害回復訴訟とは、国から認定を受けた消費者団体が消費者にかわって訴訟を進行し、消費者の財産被害を集団的に回復する制度でございます。現在でも国から認定を受けた消費者団体が事業者の不当な行為の差し止めを求める消費者団体訴訟制度というものがございまして、この制度が将来の被害の拡大防止や類似の被害の未然防止を主とした目的とした制度であるのに対し、この集団的消費者被害回復訴訟制度は直接、消費者個々の過去の財産被害を回復することを目的とした消費者被害救済のための制度となります。

資料に入りまして、まず、1といたしまして、最初にこの訴訟制度の流れについて簡単

に説明させていただきます。

この制度の大きな特徴といたしましては、二段階型の訴訟制度を採用しているという点でございます。

第一段階目の手続は、図の左側になりますが、共通義務確認訴訟というもので、これは事業者が多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する原因に基づき金銭を支払う義務を負うことの確認を求める訴訟になります。この共通義務確認訴訟は、後で説明いたしますけれども、特定適格消費者団体が主体となって追行しますが、この段階では、個別の消費者の授権は不要となっております。これにより、消費者は第一段階目の訴訟の結果を待って、次の二段階目から参加することができ、通常の訴訟よりも時間的、金銭的負担等が軽減されることが期待されております。この訴訟に勝訴または事業者に通義義務があることを認める旨の訴訟上の和解がなされた場合には二段階目の手続に進むことになり、そうでない場合は、この段階で手続は終了となります。

次に、二段階目の手続について説明いたします。

二段階目の手続は、対象債権の確定手続といたしまして、対象消費者の債権を個別に確定していく手続になります。

右の図になりますけれども、団体は、まず、裁判所に簡易確定手続開始の申立てをした後、個々の消費者の参加を促すために、団体が相手方事業者から開示された情報などにより把握している消費者への個別の通知や公告などを行います。そうして手続に参加することとなった消費者がそれぞれ団体に授権をし、これを受け、団体は裁判所へ債権の届出を行い、事業者による債権に対する認否、団体の認否を争う旨の申出等を経て、裁判所が簡易確定決定を行います。その決定に異議がない場合は、事業者は支払をし、異議がある場合は異議後の訴訟という手続に移ることとなります。

ここまでが第二段階目の手続になります。

次に、2といたしまして、法施行までの国の動きについて御説明いたします。

平成25年12月11日に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」、非常に長い法律名なのですが、一般に「民事裁判手続き特例法」と省略されておりますが、この法令が公布されました。

そして、今年5月に消費者庁において特定適格消費者団体の認定・監督に関する方針（ガイドライン）等検討会が始まり、現在、検討が行われておりますが、来年1月までに全10回を開催する予定となっております。

主な検討事項といたしましては、特定適格消費者団体の責務、認定基準、また、第二段階目の手続における消費者への通知や報告の内容・手法、消費者から団体へ支払われる報酬や費用の基準など、特定適格消費者団体の認定や活動にとって非常に重要な部分がこの検討会を経て、今後、ガイドラインと一部が府令に盛り込まれることとなっております。

これらは現在のところ、平成27年前半までの策定が見込まれております。

また、法につきましては、その施行は「公布の日から3年を超えない範囲で政令で定める日」とされておりますので、遅くとも平成28年12月10日までには施行されることとなっております。

なお、対象となる消費者被害は、法施行以降に締結された契約にかかるものに限定されております。

次に3、手続追行主体である特定適格消費者団体について御説明をさせていただきます。

特定適格消費者団体とは、現在、消費者契約法等に基づき、事業者の不当な行為に対する差止請求権を行使しております適格消費者団体、これは現在、全国で11団体ございますけれども、この中から内閣総理大臣が認定することとされております。

特定適格消費者団体としての認定要件としては、差止請求関係事務にかかる相当期間の活動実績、被害回復関係業務を遂行できる体制・業務規程の整備、被害回復業務を安定して継続可能な経理的基礎、報酬及び費用に関する規定などが法律で定められております。

報酬及び費用に関する規定に関しましては、先ほど申し上げた検討会にて検討され、ガイドラインに盛り込まれることとされております。また、必要に応じて、適合命令・改善命令及び認定の取消し等、内閣総理大臣の監督を受けることとなります。

次に、適格消費者団体との連携について御説明いたします。

現在、都内に適格消費者団体は2団体ございますが、東京都では、これらの団体が円滑に差止請求権を行使できるよう、制度創設当初より連携を図っておりますので、その状況について参考までに御報告させていただきます。

まず、情報面におきましては、両団体と消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書書を締結し、東京都消費生活総合センターの受付の情報だけでなく、都全域の情報を適格消費者団体の要請に応じて提供しております。また、消費者団体訴訟制度が効果的に機能するよう、都内の2つの適格消費者団体と区市町村代表等からなる消費者団体訴訟制度連絡会を設置し、消費者被害の実態及び悪質な事業者への措置等について定期的に意見交換を行っており、これまで全11回開催しております。

さらに、人材面では、専門研修（法律問題等研修）ですが、これは東京都消費生活総合センターで実施している都及び区市町村の相談員向けの研修でございますけれども、こちらへ適格消費者団体の職員の参加を受け入れております。

さらに、5といたしまして、制度の円滑な実施に向けた課題について御説明させていただきます。

まず、情報面でございますが、共通義務確認訴訟提起の段階では、相当多数の消費者に生じた財産被害事案にかかる情報収集が必要となります。この点につきましては、現在の差止請求訴訟においても必要にはなりますが、集団的消費者被害回復訴訟におきましては、事業者金銭の支払を求める訴訟であることなどから、より詳細な情報を幅広く収集する必要が生じるものと考えております。

また、債権確定手続におきましては、より多くの消費者の方に手続に参加していただくための周知が課題となってくると考えられます。より多くの消費者が手続に参加することはこの制度の円滑な運営の上でも大変重要な要素となっていきますので、いかに効果的、効率的に周知を図っていくかが大きな課題になると考えられます。

次に、体制面でございます。

現在、適格消費者団体が行っている差止請求関係業務と比べ、被害回復業務は二段階目の手続に進むと個々の消費者との関係が発生するという点などにおいて、現在予想されている業務だけでも、授權の前の段階における消費者の対応、聞き取り等だと思いますが、そういったものですか、あとは消費者の個人情報管理、報酬費用管理や請求、事業者から支払われた金銭の消費者への分配などの業務が新たに加わることとなるかと思われます。このため、団体の体制にかかる認定基準なども適格消費者団体に比べ、より高いレベルのものが求められると考えられますので、それぞれの団体が特定認定を受けること自体もまずは超えなければならないハードルとなってくるとは考えられますし、また、この新しい事務を含め、恒常的に制度を運用していただけるだけの組織体制の整備及び専門知識を備えた人材の確保が課題になると考えられます。

最後に財政面でございます。

現在、実際には訴訟外でも多く行使され、その目的を達成していることも多い差止請求業務とは異なり、集団的消費者被害回復業務は訴訟を提起することが前提となる業務となるため、訴訟提起にかかる費用が必ず発生するといえます。また、本制度においては、団体は一定の要件のもと、仮差し押さえの申し立てをすることができますが、このための担

保険なども団体が用意する必要があります。さらに、第二段階目で団体に義務づけられている通知・公告にかかる費用も団体が負担することとなっております。

集団的消費者被害回復制度においては、第二段階へ進めば報酬や費用を消費者へ請求することが法律上は可能となっている点において全ての費用等が団体の負担になっております。差止請求訴訟とは状況は異なりますけれども、少なくとも、個々の消費者からの授権を受ける前の段階においては一旦、団体が費用を支出する必要はあると考えられるため、なお財政面での課題は残るものと考えられます。

最後に、ただいまの説明を前提といたしまして、6といたしまして、特定適格消費者団体との連携に向けた都の考え方について御説明させていただきます。

複雑化・高度化している消費者被害の現状を踏まえ、行政のみならず、多様な主体の力も活用しながら、消費者被害を救済することが求められており、特定適格消費者団体が消費者の財産被害の簡易・迅速な回復を目指す当制度は、新たな救済制度として重要な役割を果たしていくことが期待されていると都では考えております。

しかし一方で、先ほど5のところでも課題について述べましたとおり、当制度が有効に活用され、都内の消費者被害が速やかに救済されるためには、訴訟の追行主体である特定適格消費者団体が継続的に安定した業務を行うことができるための環境整備が欠かせないと考えております。

この点、国において、業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供等の支援のあり方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずること。これは本法案が衆議院で修正されたときに検討条項として追加された附則4条の内容になりますので、こちらについて今後、検討されると考えられますが、現状ではその具体的な内容は明らかになっておりません。

そこで、国が今後どのような支援策を講じていくかなど、その動向を見きわめつつ、都としても都内の消費者被害救済を図る観点から、特定適格消費者団体が活動しやすい環境を整備するために必要な具体的支援策について、特定認定を受けるための支援を含めて制度の周知、情報提供、財政支援など、幅広く検討していく必要があると考えております。

消費者被害救済の充実についての説明は以上になります。

委員の皆様には、いまだこの制度において重要な部分である国の支援策、団体の認定基準や報酬基準などが確定していない現段階で大変恐縮でございますが、適格消費者団体が特定認定を受けるため、あるいは特定適格消費者団体が活動しやすい環境を整備するため

の具体的支援策について御意見を賜ればと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○池本部長 ありがとうございます。

新たな官民連携の1つのモデルとして非常に重要な問題提起をいただきました。これについて委員の皆さんから御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○野澤委員 的外れになってしまうといけないのですけれども、大変大事な制度だと思うのですが、他方でこういうものはつくっていくと、濫訴の恐れというか、何でもかんでもとにかく訴えてしまって、それで根拠があるかないかわからないけれども、とにかく訴えて裁判所で判断してもらえみたいな感じで、ある種の運動として使われることもあるので、そうすると、それをどうやってコントロールするかということですが、1つは、適格消費者団体の中から特定適格消費者団体の認定の基準を厳格にしてというところが1つあると思うのですが、あとは財政的な面で、やはり勝てば報酬を受けとれるとなると、そうではないと受けとれないと逆にすると、そこは慎重にやっていくと思うのですが、一方で財政的支援を例えば東京都が与えてしまうとなると、勝っても負けてもとにかく訴えを提起して、とりあえずやってみようみたいな話になってしまうから、そこをやはり単に財政的支援を与えるのが本当にいいのかどうかというのがちょっとわからないところで、財政的支援は一方で大事なかもしれないけれども、もし支援するのだったら、やはり連携という点で、もうちょっと中に一緒に議論できる場というものを東京都もつくってもいいのではないか。お金を出す以上、口を出すというのもちょっと問題なのかもしれませんが、ちょっとそういうことも考えてもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○池本部長 ほかにいかがでしょうか。

では、洞澤委員。

○洞澤委員 今、野澤委員のほうからも御指摘があった財政面の部分なのですけれども、濫訴の危険については、これは私の意見ですが、訴訟を迫行していくためには、やはり立証とか、いろいろなハードルを超えていく必要があるという意味で、なかなかむしろ提訴に踏み切るだけの状況が整えられるかどうかということがあると思いますので、そのあたりについては特に懸念はないのではないかと個人的には思っているのですけれども、むしろ訴訟というのは年数もいろいろかかる、労力もかかるという意味で、やはり財政的な基

盤というのがある程度きちんと確保されないことには進めていくことが非常に困難という意味で、財政的な部分が担保されないためにこの制度がうまく活用されないのではないかとということもちょっと懸念をしております。

例えば確かに二段階目の手続などは非常に事務量も多いことが予想されますので、組織体制を整備することは必須だと思っております。破産の手続などを見ておりましても、対象となる債権者が多ければ多いほど、やはり事務量も作業が非常にふえていくという現状があって、例えば管財人が別にわざわざ事務所を設けて、そのためだけに特化した事務体制をとるとかということもあり得るぐらいですから、相当程度の困難が予想されると思っております。そうしたことも含めて、もどに戻るのでありますが、財政的な支援ということはどうしていくかというのは、情報面、体制面といういろいろな部分をフォローする上で一番基盤になる部分なのではないかなと思っております。ですので、もちろん東京都ですので、この集団的訴訟自体は全国の人たちを対象にしているという意味でいろいろな難しい部分はあるとは思いますが、都として財政的支援を検討していただきたいのはもちろんそのとおりなのですが、国のほうにも働きかけていって、この制度が円滑に適正に運用されていくように働きかけていただければと思います。

済みません、ちょっと長くなりました。

○池本部会長　ほかにいかがでしょうか。

では、矢野委員、どうぞ。

○矢野委員　この新しい集団的消費者被害回復制度は本当に消費者団体からも長年の夢というか、希望でしたし、それが地方自治体の議会とかさまざまところの応援も得ながらようやく成立したというところでまずは歓迎しているところですが、具体的な支援について、国のほうでは、先ほど附則に盛られて、かつ、この法律が成立するときにも衆議院と参議院で多くの附帯決議がつけられました。そのことを国にただ任せるのではなくて、今回、東京都が積極的に支援策を検討する視点の中に入れ込んでいること自体は非常に大事なことかなと思っております。特に財政支援に関しては、なかなか課題もあるわけですが、しかし、やはり財政支援も東京都としてそれは重要な課題として位置づけるのだということもまず、大事にしていきたいと思っております。

制度の周知に関してなのですが、5番目に制度の円滑な実施に向けた課題と、これはかなり具体的なことになってはいますが、むしろ制度そのものをいわゆる消費者が知って、法を活かすようにならないと、結局は泣き寝入り状態がなかなか改善されないということ

で、制度そのものをしっかり周知していくというところで、さまざまな消費者団体も含めて連携があると思うのですけれども、これは非常に重要ななと思っていますので、この具体的支援策について、まず、3つの視点がきちんと位置づけられたということで、あとは関係者からさまざま意見をもらいながら、どう具体的な可能性があるのかを一緒にこれから追求していきたいと思っております。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

では、私、池本からもちょっと意見を申し上げさせていただきます。

私は、都内の2団体ではないのですが、他県で適格消費者団体の活動にもかかわっております。現在は集団的被害回復の特定適格消費者団体への支援の議論が現時点の課題ではありますが、適格消費者団体という制度ができたときに、全国47都道府県それぞれに一つずつできればいいけれども、そこまですぐにはいかななくても、少なくとも半分以上の一定の規模のあるところではできていけばいいのではないかとということが語られていましたが、現実には11の団体で、その先がまだ足踏み状態です。それは、やはり財政的なところ、それを支える事務局体制を含めて、そのあたりが非常にネックになっている。私も何カ所もの地域で設立に向けた学習会へ参加して、学習しているところは何カ所もほかにあるのですが、なかなかその先に進んでいないという実情があります。

差止請求に関するこれまでの取組で見ると、国会審議の中で言われている濫訴の危険というのが、現時点の適格消費者団体の活動の中では危惧する実態にはっていないのではないかと。PL法の際にも濫訴の危険ということがしきりに言われましたが、結局それも危惧に終わっていたということがあります。逆に、差止請求についてもなかなか訴訟提起にまで踏み切るところに行っていないし、新しい集団的被害回復制度だと、さらにコストや手間がかかるということで、どれだけこれが活用できるのかということが現在、危惧されている状況もあると思います。

そういう中で、現在の消費生活条例の51ページの第31条に消費者訴訟の援助という制度が現行条例の中にあります。これは現在の制度の立てつけとしては、都の被害救済委員会で審議をしたけれども、そこで解決が図れない、そういう案件であって、特に都民に広く影響を及ぼす事案については貸付をしよう。情報面だけではなくて、経済面でも支援をしよう。そして、後ろのほうの36条で、これは貸付ですから、原則として償還をしていただく。ただ、37条で状況によってやむを得ない理由があるときにはその償還の全

部または一部を免除することができるという制度があります。これは、被害を受けた消費者というのが対象になっているわけですが、広く消費者、都民に同種の被害が多発し、あるいはその影響を及ぼすものという意味でいうと、集団的被害救済の対象というのはまさにそれが直接対象になるところで、同じような考え方で貸し付けて、回復できたときには返還してもらおう。ただ、事案によって本当の少額で、あるいは回復しようにも、ほとんどもう倒産してなかったとか、事情によって償還困難な場合には免除するという、この制度の枠組みを考えていく余地が十分あるのではないかと感じます。特にこれは援助を行うことができる規定でありまして、援助をするかどうかは委員会の意見を聞いて、知事が決定となっているわけですから、そういう中で、何でもかんでも申し立てるのは無条件で援助するということではない。先ほど危惧されていた濫訴の恐れというあたりも、貸付の判断の際にも一定の考慮はあり得るのかなと思います。という意味で、このあたりは考えていただく余地が十分にあるのではないかと感じます。

もう一点、現在のこのレジユメの5番の課題というところが、特定適格消費者団体への支援の課題という書きぶりで議論をされているのですが、情報の面にしろ、人材確保の面にしろ、あるいはその教育の面にしろ、さまざまな面で現在の適格消費者団体に対する支援、これはまさに差止というのは被害防止活動ですから、都が行う被害防止と民間の適格消費者団体が行う被害防止の連携あるいは支援という意味で、そういう意味では、適格消費者団体と特定適格消費者団体の両方を視野に入れて議論を組み立てていただければと感じます。

ちょっと長くなりましたが、私の意見です。

どうぞ。

○橋本委員 私は、事務方のほうの御提案にあった、団体と連携強化という部分について方向性は異論ないのですけれども、この問題になっている制度、具体的な紛争が実際、将来、起きたときに、それに個別の、裁判になった事案に東京都が少しかかわっていくという形は、やはり少し問題があって、1つは、東京都とか行政がかかわると実際の個別の相手と裁判で争っているときには、例えば情報公開制度なども東京都はありますし、何か物を決めるときには、必ず行政の中での一定の意思決定をする、それは必ず文書があって、情報公開などで出てくる。そういう意味で、必ずしも実際にこういう集団の財産、大きな何か消費者事件が起きて、それをこの手続を使って解決するとき、東京都が絡んだことによって、本当に消費者側にとって有利になるかどうかというのは必ずしもわからないと

いますか。必ず、私などが見ていると、今、弁護士の方は情報公開を物すごく使うのです。しかも何回もやる。何回もやると、本来、黒塗りで出すべきところを間違えて公開したりする。そういうことをやってくるのは十分考えられますし、大規模紛争の事案について、都がかかわることがいろいろな意味でプラスにならないのではないかと。そういうところを考えなければいけないというのが1つ。

もう一つは、これはどういう事案を想定するのか私もよくわからないのですが、今までだったら、この手の問題というのは、国家賠償法を使って規制権限不行使ということで、国とか、あるいは東京都などを相手に損害賠償請求をするというのが1つの救済ルートとして考えられていて、若干、そういうものを規制権限不行使で国家賠償法を動かすみたいな裁判例もあるわけです。だから、大きな事案が起きたときに、実は行政、国なり地方公共団体なりが必要な規制権限を行使していなかったのではないかとという紛争がセットになって、別訴として提起される可能性もあるわけです。そういう状況で、個別の事件について東京都が少しかかわっていくのはちょっと問題があるのではないかとというのが直感的な感想です。

だから、逆に個別事案の紛争と切り離す形で、特定適格消費者団体を育てるといいですか、そういう観点をむしろ、今回の提案はそうになっているわけですが、その色彩を強く出して、やるときにはその人たちにやっていただくのだけれども、基本的に東京都のある種の消費者行政といいますか、経済社会のインフラの1つとしてこういうものをきちっと都として育てる。そういうことに力点を置くほうがよいのではないかと。私はそう思っているということであります。

以上です。

○池本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、お願いします。

○朽原専門員 この法律につきましては、まだ少額が何かという点と、相当多数というのが何かという点と、まだ明らかにされておりません。そういうものが明らかにならないうちに財政支援とかという話をされることについては、まだ私どもも明確な意見を持たないのですけれども、少なくとも既に少額訴訟制度があって、集合訴訟制度というものも既にあって、そこからこぼれ落ちてしまう方たちがいるので少額多数の方たちを一括で救済する、泣き寝入りを防ぐということでこの制度ができたと理解をしております。そういう意

味でいきますと、費用をかけないというのが前提になっていると思っております。そのときに、団体についての財政支援と一括りで書かれているのですけれども、財政支援の中身というのがわからないと、賛否というのは言えないのではないかと感じておまして、ちょっと財政支援と一括りにするのは乱暴ではないかと思っております。

団体を育てる必要はあるのですけれども、団体というのは基本的には自主自立で運営をするから団体として機能するのでありまして、国も地方自治体も財政が厳しい中で、運営交付金型の財政支援というのは、ほぼほぼなくなる状況にあると思っております。先ほど部会長がおっしゃられましたように、既に貸付金という制度があるのであれば、つなぎ融資みたいな制度というものが通常の補助金の世界でも、補助金が交付されてくるまでの間は、例えば無利子で貸付をするということで、制度融資としてつなぎ融資という手法もありますので、都民の税金を直接使われる形にはできません。また、都民の方からの理解も得ないといけないと思いますので、それから被害を受けられた方が都民とも限らず、全国に散らばっていることもありますので、この辺は実は慎重に検討していただく必要があるのではないかと思います。既にほかの裁判制度で、自費で裁判を行われている方もおられますので、そういった方たちとの公平性というものも当然出てまいりますので、このところはもうちょっと大きな視点で御議論いただく必要があるのではないかとというのが1点目でございます。

2点目は、先ほどの議題の1とも関連をするのでございますけれども、これは結果的にブラジル型と理解をしておりますので、消費者の方々が十分に消費者問題に対する知識を持っていないという前提でブラジル型のオプト・インの仕組みと伺っています。その意味でも、2つの意味で、先ほどの消費者教育の充実というものが必要だと思っておまして、その一段階目の手続に入るについても消費者の方が十分、教育、知識があつてこそそういった訴訟に参加してくるということができると思います。先ほど来問題になっております濫訴の話でございますけれども、濫訴が起きますと、今度は事業者のほうは応訴の手間、費用が当然かかりますし、提訴されたことによる風評被害というものも当然発生をいたします。仮に一段階目で消費者の方が勝訴、勝たれる場合と、逆に間違えていて負ける場合というものもありますので、負けた場合は当然、勝たれた側から費用の請求が発生するわけでありまして、そうしますと、何もとれない状況でさらに負担をする形になります。そういった意味で、濫訴の防止というのも大変重要なポイントであります。法律のほうでは、そういった濫訴をもし特定適格消費者団体が起こせば、特定適格消費者団体のみならず、

適格消費者団体としての認定も取り消しになるということで、相当厳しい歯どめが法律の中にたしか書いてあったかに記憶してございますので、その意味でも、やる側、やられる側、双方が消費者教育の充実というものが先ほどの議題（１）とも関連して必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○野澤委員 １点、今のに関連して追加なのですが、濫訴と、何が濫訴かとすごく難しく、普通考えて、濫訴は濫用みたいなそういう訴えは多分ないと思うのです。今まで適格消費者団体が幾つか訴訟を起こしていて、もちろん大学の学納金返還訴訟とか華々しい成果を上げたものもありますけれども、ただ、やはり中にはちょっとこれは厳しいなど。普通の民法学者、私などが考えると、これはちょっと無理だなというものも訴訟としては起こっているのです。でも、それは濫訴とは言わないので、五分五分なのか、あるいは七分三分で、とりあえず、三分ぐらいの勝ち目があるからやってみようみたいな感じでやっているのかわかりませんが、ちょっとこれは無理筋で、その訴訟にも私もちょっと関連しているのですけれども、ちょっと無理だなというのがやはりある。そうすると、濫訴とは言わないけれども、今、言われたように事業者にとっては物すごい負担になって、結構大きい企業ですが、それはそれで物すごい応訴の負担とか、風評もそうですが、かなり負担になってというのは事実上やはりあるのです。ただ、濫訴ということではないのですけれども、やはりそこはちょっと慎重に。

だから、こういう制度ができるのももちろんいい面もたくさんあるわけですが、ある程度、勝ち目が五分五分までいなくても、とりあえず訴えてみようみたいな話も運動としては起こってくると思うのです。その辺はやはり先ほどから言われているように、いろいろなところでコントロールなのかどうかわかりませんが、うまく連携していけるといいのかなと思っております。

以上です。

○池本部長 ほかにいかがでしょうか。

まだ国のほうの制度そのものが明確になっていないところでもあるし、具体的に何をどうしていくかという制度設計もまだ今日の時点ではそれ以上はできませんが、とりあえず

は、今日のさまざまな観点の意見を踏まえて論点整理的にもう一步、事務局のほうで整理をしていただいて、さらに今後の議論を深めていければと思います。

済みません、時間も押していますので、それでは、審議事項（3）「悪質事業者への対応強化について」に入りたいと思います。

冒頭に申し上げたのですが、この課題は小部会で検討する段階でも、個別の事業活動や手口などにもかかわる問題で非公開にさせていただきたいきさつがあります。大変申しわけないのですが、この課題については非公開という扱いで対応させていただきたいと思います。

恐れ入ります、傍聴でお越しの方、一旦退席をお願いできればと思います。

（傍聴者退室）

○池本部長 よろしいでしょうか。

それでは、今、机上配付されましたが、小部会での検討の状況について、事務局からまず、資料の御説明をお願いしたいと思います。

○特別機動調査担当課長 特別機動調査担当課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今、お話がございました悪質事業者への対応強化に関する事項につきまして、これまで2回にわたり小部会で御審議をいただいておりますので、その検討、整理の状況を事務局のほうから報告をさせていただきます。

ただいま資料を2種類配付させていただいております。A4横判のほうが小部会における課題整理の状況をまとめたものでございまして、縦判のほうがその参考資料となります。この資料につきましても非公開となりますので、お取り扱いについては御配慮のほど、お願い申し上げます。

それではまず、A4横判の資料をごらんいただきたいと思います。

一番左側の列から「検討事項」、その右側が「現状と課題」「検討の方向性」、そして「小部会による整理」となっております。

まず、1番目の「消費者が売主となる取引における事業者の不適正な取引行為への対応」についてでございますが、「現状と課題」の欄をごらんいただきますと、中古市場の拡大とともに消費者が売主となる取引が増加し、売主としての消費者がトラブルに巻き込まれる事例が生じている。

また、次のポツですが、平成24年の特定商取引法、以下この後、特商法と言いますけ

れども、その改正によりまして、訪問購入によって取引される物品が規制の対象となりました。消費者が自宅への来訪を要請した場合や店舗を訪問した場合においても、事業者の不適正な取引行為による被害が見受けられるということでございます。

こうした認識のもと、次の「検討の方向性」をごらんいただきたいと思いますけれども、現行条例制定時には、消費者が売主となる行為について想定されていなかったが、「買って使って廃棄しないで買い取ってもらう」、そうした新たな消費者の行動が類型として定着してきたことにより、「消費者」等の定義がそれに対応しているか検討する必要があること。

そして次ですが、特商法の訪問購入で対応できない部分、先ほど申し上げました自宅への来訪要請等の場合には条例でカバーすべきであるとしております。

そしてその右側、「小部会による整理」といたしましては、消費者が売主となる場合においても消費者の権利を守るため、「消費者」の定義について改正が必要であり、「事業者が供給する」の文言を削除して、事業者から購入する場合との整合を図ること。

なお、不適正な取引行為以外の分野、例えば安全の分野ですとか、表示適正の分野、先ほど消費者教育の話もございましたけれども、それらを含めた条例全体の整合性の検証が必要であるとしております。

概略は以上の状況ですけれども、恐縮ですが、ここで参考資料の縦判の1ページをごらんいただきたいと思います。

消費者が売主となる取引の相談件数及び不適正な取引行為の事例をまとめております。

上段の左側の表は年度別の相談件数でございますけれども、一番下の合計欄をごらんいただきますと、平成22年度以降に一気に件数がふえてきたこと。また、平成25年度、一番右側の列ですけれども、こちらを見ていただきますとも、訪問購入以外の取引形態が半分近くを占めておりますし、さらにこの右側の表です。今度は特商法の対象外の物品に関する相談というものもかなりの件数にのぼっていることが見てとっていただけるかと思っております。

以上で簡単に御紹介を終わらせていただきます。

それでは、また、横判の本編資料のほうにお戻りいただきたいと思います。

次の「立入調査における関係者の整理」でございます。

「現状と課題」の欄、現行条例では、不適正な取引行為に関係する事業者に関する調査の規定がなく、そのために実態把握が困難な事例が増加している。劇場型勧誘に代表されるような勧誘主体と契約主体が異なるなどの複合的な仕組みを持った取引というものがま

すます増加していると考えられまして、それを見越した対応が必要であるとしております。

そこで「検討の方向性」でございますけれども、関係する事業者に対する調査の規定を条例に設ける必要があるということでございます。

さらに、右側のほうの「小部会による整理」をごらんいただきますと、深くかかわっている「密接関係者」とその他の「関係事業者」の2つに区分をいたしまして、双方とも報告徴収、報告の義務を課した上で、前者の「密接関係者」のほうには立入調査を実施できる規定を条例に設けることといたしまして、次のポツのほうに移りますけれども、条文の中に定義を明確にする。このために、引き続き小部会で御審議をいただくことになっております。

※として「なお」としまして、この点につきましても、他の分野に影響がありますために、全体調整が必要でございます。今後、事務局のほうで整理をしまっている予定でございます。

続きまして、「立入調査拒否における公表要件の整理」という3番目の事項になります。

「現状と課題」といたしましては、現行条例では、事業者が2回にわたる立入調査要求を拒否したことにより公表が可能となるため、1回目の要求を拒否しても、2回目要求時に調査を受け入れれば、事業者は公表を免れることができる。最近では、立入調査を故意に遅延させるなどして時間を稼ぎ、その間に証拠資料の廃棄を狙うという事業者があらわれております。

これに対しまして、次の「検討の方向性」ですけれども、条例は、不適正な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため、立入調査拒否の事実を含めた調査経過等を都民に情報提供する責務を都に課しております。しかし、調査拒否の事実を2回目要求時に公表する仕組みとしたままでは、先ほど公表逃れとも言うべき対応のお話を申し上げましたけれども、都民への的確な情報提供という所期の目的を十分に果たすことができないということになります。

そこで「小部会による整理」ですけれども、不適正な取引行為に関する調査においては、1回の拒否によって公表が可能となるよう条例を改正する。ただいまの調査理由ですとか、不適正行為の内容ではなくて、調査を拒否したという単なる事実の公表は処分ではないため、弁明の機会付与は要しないとしております。

ここで、次に資料を1枚おめくりいただきまして、4番目です。「条例の適用除外についての見直しの整理」をごらんいただきたいと思います。

「現状と課題」といたしましては、近年、美容医療の一般化に伴いトラブルが急増しており、事業者の誇大広告や強引な勧誘から発生する消費者相談の増加も顕著である。

しかし、現行条例では、医事紛争の特殊性に鑑み医療行為は適用から除外されているため、不適正な取引行為があっても、事業者への調査・指導ができない状況がございます。

そこで「検討の方向性」といたしましては、医療行為は消費者問題として取り扱うことが困難であるが、広告及び勧誘に係る不適正な取引について美容医療事業者に対する調査・指導ができないか、検討が必要である。

そして「小部会による整理」といたしましては、不適正な取引行為が疑われる広告・勧誘が多い美容医療については、条例の適用除外の見直しを検討すべきである。

ただし、医療関係者等からの情報収集や医療行政担当部署等との調整が必要であるため、時間をかけて検討していくこととすとしております。

恐縮ですが、ここで参考資料の縦判の2ページをお開きください。

「美容医療の消費生活相談件数及び不適正な取引行為の事例」を紹介しております。

年度別の相談件数をごらんいただきますと、平成23年度を底といたしまして、それまでの減少傾向が反転いたしまして、以降、毎年100件以上の増加という形になっております。また、大部分が店舗販売。つまり、消費者が店に足を運んでおり、なお、全国の相談件数の約4分の1が東京に集中しているという状況でございます。

契約金額が3番目の表にございますけれども、平均約60万円と高額になっております。キャッチセールスによる訪問販売など、特商法が適用される取引形態につきましては、都でも積極的に法を適用して規制をかけておりますが、資料の下のほうに掲げております3つの事例のように、本人がみずからの意思で店舗に行く場合には現在、規制の対象になっていないというのが現状でございます。

以上が参考資料の御紹介です。

恐縮ですが、またここで本編資料のほうにお戻りいただきまして、最後の項目「禁止命令についての整理」をごらんいただきたいと思います。

ここに記載はございませんで、ちょっと申し上げますが、まず、条例は全ての不適正な取引行為を禁止して、違反事業者に対して指導・勧告を行うことを基本としながら、重大な不適正な取引行為のうち、条例の別表で定めるものについて1年以内の営業活動禁止を命令することができる旨を規定しております。この禁止命令と言われるものが平成19年の条例改正で設けられてまいったわけですがけれども、平成21年以降、消費者庁の創設で

すとか、あるいは関係法令の改正など、先行する都の消費者被害防止の取組の後を追うように国が取組を進めてきたという経緯がございます。

それをもとに「現状と課題」の欄をごらんいただきたいと思うのですが、まず、1つ目のポツです。特商法改正により、条例の別表の一部についても特商法が適用されることとなったため、その整合を図る必要が出てまいりました。

そして、次のポツですけれども、消費者安全法の改正によりまして、いわゆる他の法律の保護から漏れる「すき間事案」というものに対して消費者庁の勧告・命令が可能となったことによりまして、条例による禁止命令が設けられないのではないかという疑義が生じたというのがこれまでの経緯でございます。

さらに、右の列に移りまして、条例の禁止命令は消費者被害の拡大防止に極めて有効であり、引き続き維持する必要があるというのが検討の方向性でございます。これまでも消費者の保護は自治体の自治事務であり、安全法の趣旨目的等を踏まえれば、自治体が地域の実情に応じて条例に禁止命令等の処分規定を設けることを妨げるものではないということでございます。

したがって「小部会による整理」としましては、東京特有の事情から生じる消費者被害に適切に対応するために、条例に基づく禁止命令を積極的に行使していくべきであるということ。

そして、次のポツ印ですが、現行の別表による禁止命令の対象取引につきましては、先ほどの特商法と重複する項目、①、②の部分は削除いたしまして、新たな必要な取引を追加するなど、見直しをしていく必要があるとしております。

この下に枠囲みで追加すべき取引として整理していただいたものを記載しておりますが、これにつきましては、参考資料のほうで御紹介申し上げたいと思います。

別添の参考資料の3ページをお開きください。

モデル・タレント等の芸能活動を行うための企画、広告宣伝ということで、具体的には芸能事務所の所属契約に伴う費用あるいはタレントプロモーション用と称するプロフィール等の宣伝材料の作成費用の被害になります。テレビ局、芸能プロダクション等が集積しているまさに東京ならではの類型であり、相談件数の表にもありますとおり、全国の4割を東京が占めているという状況でございます。

さらに、次の4ページをお開きいただきたいと思います。

2番目の追加項目としまして、就職や起業等のための知識等の教授ということで、自己

開発セミナー等とあります。このほかにも就活塾ですとか、精神修養講座とも称されるものが入ってきておりまして、単発ではなくて、ある一定程度の長期的な、継続的な契約を指したものでございます。これも現時点で取引の規制の対象となっていないということから、これも加えてはどうかというお話でございます。

さらに、次の5ページをお開きいただきたいと思います。

最後の3つ目の区分としまして、訪問販売及び電話勧誘販売による非宅地の土地取引、いわゆる原野商法というものを取り上げております。原野商法による被害というものは決して新しい類型ではありませんけれども、最近では、過去に原野商法の被害に遭った方々の被害を解消したいという心のすきをつきまして、昔の原野を高く買い取る人がいますということを持ちかけて別の契約をさせようとする、まさに二次被害が目立っているというのが最近の状況でございます。

長くなりましたけれども、事務局からの概要の御報告は以上でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

これについては、小部会で検討をしていただきましたので、小部会でいらっしゃる橋本委員から少し補足のコメントをお願いできますか。

○橋本委員 基本的にはつけ加えることはございませんが、小部会で議論させていただいている事柄というのは、行政、知事の公権力の行使にかかわる問題でございまして、言うまでもなく、これは基本的には営業の自由という憲法上の権利について条例をもって公権力を発動して、規制をかけていくという問題でございまして、1つは、やはり立法事実を拾いまして、なぜ条例を整備して、権力の行使ができるようにしなければいけないのか。その立法事実を広く都民に対して明らかにすることがまず一つございます。

もう一つは、国の法令との関係がございまして、これは、法律あるいはそれに基づく命令に基づいて国が権力を行使するのか、そうではなくて、条例に基づいて知事が権力を行使するのか。ここがきちっと整理されていないと事業者側からすると、何を根拠に誰から権限を行使されるかわからない。こういう状態になりますので、そういうことがないように、そこは厳密に整理をするということで議論をさせていただいているということでございます。

今、お手元でございます検討状況につきましては、1ページ目の一番上の欄は読んでいただければ、先ほどの説明でもおわかりになったと思いますけれども、消費者あるいは販売という概念が条例では使われておりますが、これを少し現代的なものに変えていくとい

う論点でございまして、ある程度整理を進めているということになります。

2番目と3番目は立入調査に関する規定の整備ということでございまして、立入調査というのは、非常に強い公権力の行使ということになりますが、他方で、立入調査をやることにはさまざまな規制等もできない、事実関係が把握できないということでございしますので、そのバランスをとるということで、このような形で整理をさせていただいておるといってございまして。

最後に、公表要件の整理で、今の条例では、2回目ではないと公表されないことになっているのを1回にしようということでございまして。それから、弁明の機会付与は要しない。これにつきましては、例えば平成23年に国税通則法の大きな改正がございまして、そこで税務調査に関するやはり同じような調査に関する規定の整備がなされているわけですが、これなどとのバランスなども見て、こういった形の整理でよいのではないかと考えているということでございまして。

あとは、恐らくこの条例が最初にできたころにはその仕組み自体が調査に入って、あとは勧告、そしてさらにまたもう一回、公表といったところで大体制度が完結するといいますが、実際に処分までやるのが余りないという前提だったと思われるわけですが、今は法令による場合も含めて、実際、行政処分までいくということがかなり多くなっておりまして、そこでは行政処分段階での手続というのはかなり厚いものになっておりますから、そういうこととのバランスも考えて、こういったものでよかろうと判断されているのだと思います。

次のページは、上段は美容医療等の問題でございまして、これはなかなか条例をすばつと変えて、こうしますというところまで議論が進みにくいところではあるのですが、立法事実がいろいろあるということで検討をさせていただいているということになります。

最後の禁止命令についての整理のところですが、現在の条例は、かつての特商法のいわばすき間になっている部分をいわゆる規制の横出しという形で都条例で対応できるようにしようという形でつくられていたところ、特商法が改正されて、今の条例が用意しているところはすき間が埋められている。他方で、立法事実上、その部分についてやはりさらに都条例を改正して対応する部分があるであろうということですので、そこに対応するような条例をつくらうということで行っているということでございまして。消費者安全法の改正によってすき間事案がなくなったという形で言われておりますので、これについては理論的に、どこに出しても恥ずかしくないような形でこの条例を改正して、運用できるよう

にしようという形で議論を進めました。

このような感じでございます。以上です。

○池本部会長 ありがとうございます。

なかなか法律との関係とか、込み入った議論もありますが、これについてほかの委員の方からそれぞれ御質問、御意見を自由にお出しいただけますか。

では、お願いします。

○野澤委員 小部会のほうで私も意見を言わせていただきましたので、そちらの意見がここに反映されているわけですが、その中でちょっと1つだけ、立入調査における公表要件の整理なのですが、小委員会による整理のところ、基本的には、1回の拒否で公表が可能になるよう条例を改正する。公表は処分ではなくて弁明の機会是要らないというのは賛成なのですが、その後の3つ目のポツで、条例では事業者の法令遵守義務、条例に基づく都の施策への協力義務が定められ、立入調査の協力義務も課されているという記述なのですが、立入調査の協力義務というのは今の条例では読めないのではないかと思います。

多分、これは明文ではっきり書いてあるものではなくて、恐らく第7条の事業者の責務ということで、都が条例に基づき実施する施策に協力しなければならないということが書いてあるのですが、この7条自体は、全体としてはこれは逐条解説にもありますが、やはり努力義務というところが強くて、これだけ読むと、立入調査、協力義務みたいなものを読み込むのは難しいということと、仮にこれがあるとすると、そうするとその義務に協力しないというのは義務違反ということになってしまうから、そうすると、それに対する公表というのは処分という性格がだんだん強くなってしまっているので、3つ目のポツは言い過ぎなのではないかなと思います。これはなくても、別に上の2つで十分立入調査の公表というのはできるのではないかと思います。

○池本部会長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

では、越山委員、お願いします。

○越山委員 2点ほど質問です。まず、1点目が参考資料の1ページ目のところで、訪問購入によるケースが毎年明らかに増加している傾向が見てとれるのですが、この件数というのは、相談件数であれば、明らかに右肩上がりの急増というのはどういう分野または内容なのか、もしわかれば教えていただきたいのが1件です。

もう一件は、半分意見になるのですけれども、横長のほうの資料の立入調査の件なのですが、本件は、多分、悪質な勧誘業者の対策の1つの方法で、現状の制度上はこれ以上対策の方法がないのだと思うのですが、1回目で拒否された場合、その会社の名前を公表するという対策が、未然防止や効果的なものがあるのかなという点が非常に疑問に思われます。この2点についてももしよろしければ御回答いただければ幸いです。

○池本部長 資料の質問等もありましたので、事務局側からお願いできますか。

○特別機動調査担当課長 まず、1点目のお話です。非常に右肩上がりです訪問購入の数字が上がっているというお話なのですけれども、まずここは相談実績ということで計上しておりますので、必ずしも被害ということではございません。その相談の件数も、貴金属の価格上昇によるものと私どもは受けとめておまして、平成24年に特商法が改正されて、訪問購入の規制が始まりましたけれども、その前の時点までが非常に多くて、ここで特商法が一定の法改正を見たということで、これから数としては落ちてくるはずですが、それが1点目でございます。ただし、今も訪問購入につきましても苦情というのは引き続き多いと聞いております。

2つ目ですけれども、立入調査の公表が1回ということなのですが、実際ちょうど今、1ページ目の一番下の立入調査公表要件の整理の「現状と課題」の一番下のところのポツ印です。最近、何度も実は立入調査をしているところなのですけれども、現実には、立入調査を故意に遅延させる事業者が非常にふえてきております。そうしますと、その間にここに書いてありますように、時間稼ぎで、その間に必要な資料が散逸してしまっていて、結局、物証も抑えられない事態が結構出てきております。決してサンクションを前面に押し出すわけではないのですけれども、事業者に対して申し上げるのは、少なくとも今、あなたがやろうとしている遅延行為は明らかに調査の受け入れを事実上、拒否するものであって、それであれば、あなたのやっていることは公表、あくまでも事実の公表なのですが、立入調査を拒否しているという事実は公表させていただきますという形でお話をするにより、全部なくなるとは思っていないのですが、かなりの割合で事業者に対して速やかに立入調査を受け入れられるような圧力はかけられると思っています。

全体の流れとしましては、都民の方々への情報提供ということで、こういう私どもの立入調査を拒否するような事業者がいますというお知らせをすることで都民の方々にはその事業者に対する信頼性をそれぞれ御判断いただき、これをもって事業者の、都民の方々の次なる被害を救済していく、防いでいくという面が1つ。

もう一つは、事業者の方々に実質的には、事業者の公表になりますので、それについて私どもの調査の受入れを促していくという2つの目的でこれを考えております。これからやってみないとわかりませんが、一定の効果は期待できると思っております。

○越山委員 ありがとうございます。

○池本部長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○野澤委員 今の2点目のほうです。立入調査の公表の件ですけれども、今の条例46条というのが立入調査で、1項にどういう場合に立入調査をするかという条文が上がっているわけですが、この中は結構、いろいろ質が違うものが実は幾つか入っていて、一番わかりやすいのは、例えば10条とか、12条あたりの危険なものとか健康、生命、身体に対して重大な危険があるものを扱っている業者に対して立入調査をする。それで、それを拒否するということは、そこに実は危険なものがあるかもしれないということで、そういう危険なものがありますよということを都民に知らせる。大変わかりやすいと思うのですが。

そういう意味では、それ以外のものというのはもうちょっと、例えば16条から19条は品質とか価格の問題とかというところとちょっと質が変わってくるのですが、そういう意味では、広く都民に情報をそういうものも知らせることに多分なるのでしようけれども、なかなか一律に説明するのは難しいのですが、延長線上で情報提供ということになるのだと思います。

ちょっと補足です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○洞澤委員 今の公表の話なのですが、私も小部会のほうにも属させていただいておりまして、その議論の状況も把握しているわけなのですが、最終的には、ここの整理に書いてあるとおり、このように運用していくしかないであろうというように思っている一方で、ちょっとまだ自分の中でも整理し切れていないのが、つまり、公表が情報提供という位置づけであるということで、そうなのだと思いますけれども、多分、昔と違って、公表というのが例えばインターネットとか、いろいろな媒体の発達によってそういう事業者名が知られてしまうことが事実上のサンクションというか、位置づけはそうではないのですが、事実としてはそうなってしまうという評価が生まれてしまう実情も

あるのかなと思っていて、やはりこの辺は、弁明の機会付与は要しないという形で、それはそれで整理としていいとは思いますが、実態を踏まえた上での運用というものも必要なのではないかなと思っています。具体的ではないのですが。

以上です。

○池本部長 では、事務局から。

○特別機動調査担当課長 今回の洞澤委員の御発言は小部会でも確かにお話を頂戴しているところなのですが、私どもも事業者の公表を目指してやるわけではなくて、まずは立入りをして、その中での実態を把握することが一番の主眼です。公表することが目的で今回、改正をお願いするものではなく、まずはどうやって事業者の方に立入りについて御理解いただいて、促していけるかという1つの仕掛けという面が半分あり、それが事業者の方にとっても、たとえ事実の通知であっても、対外的に公表されることはやはりマイナスが大きいので、これは受け入れるという、その両面をお願いをしているものです。とにかく公表することが目的ではないということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○池本部長 ありがとうございます。

今の点についてちょっと私見を述べますと、決して制裁ではない、処分ではないけれども、事実上の不利益を及ぼすことに対する配慮はもちろん必要だろうと思います。その点で言うと、1回目の立入りのときにこれはどういう手続で、どういうことを求めるのかということを、例えば口頭だけではなくて書面も示しながら説明するとか、それによっていわずに不意打ち的な不利益を与えることがないように、あるいは冷静に向こうが対応できるようにという運用上の手続面も整理しておくことが必要なだろうと感じます。

お願いします。

○柘原専門員 私どもは悪質事業者とか違法事業者は取り締まっただいて、厳罰で処分していただきたいというのが実はお願いであります。そういう一握りの悪質業者がいるがためにほとんどの善良な事業者、中小事業者が迷惑を受けている事実がありまして、そういう意味で、独禁法のほうにつきましても、そういう事業者は排除してほしいというお願いをしているところでございます。

先ほど部長、洞澤先生がおっしゃられましたように、ただ、公表みたいなことをしますと、事業者のうちの85、86%がいわゆる小規模事業者でありまして、間違えてやることももちろんありますので、これは従業員が製造業でいけば20人以下で、商業サービス業は5人以下の小さいところですので、そこが間違っただけで公表されたりするようなことに

なりますと、もうお客さんが離れて倒産ということにすぐ直結いたします。この立証責任というのは事業者側が負うのか、都のほうで立証責任を負われるのか、そのところを聞いておきたいということと、先ほど部会長がおっしゃられたように、配慮が必要だということにももちろん賛成いたします。ただ、悪質なところは当然、取り締まっていただきたいということでもあります。

もう一点は、2ページ目の一番右下の破線でくくってある追加すべき取引というところでございますが、参考資料の4ページのところにも書いてございますように、就職支援ですとか起業支援そのものは今、ものすごく大事でありまして、我々も全国を挙げて応援・支援をしているところであり、この書き方をちょっと工夫していただくようお願いいたします。就職支援とか起業支援が世の中で悪ととられますと、日本の国家戦略としてもものすごいダメージであります。内訳を見ますと、ビジネス教室とか精神修養とか、そういったものを詐欺的な、悪質な商法ということであれば、むしろそちらのほうをストレートに書いていただいて、全うにやっている就職とか起業支援に悪いレッテルを張らないような、その表現ぶりだけは工夫していただけないかなというのがお願いでございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

意見と質問も若干含まれていたかと思いますが、事務局のほうでいかがでしょうか。

○特別機動調査担当課長 まず、最後の3点目のお話はきちんと対応させていただきたいと思えます。

1点目で立証責任のお話があったと思うのですけれども、基本的にはこれは都が負います。まさに不利益処分準じてその後の手続が必要なものについてはきちんと事実行為を認定した上で進めていきますし、何かあれば責任は都が負うのですが、事実の立証につきましては、少なくとも立入調査の場で、2点目で手順のお話もあったと思うのですけれども、書面を交付する際にも口頭で申し上げます。その中で実際これは拒否をするというのであれば、その拒否については、書面をいただいた上で次の手順に移るという形になっていますので、相手方の意向を全く無視して、意思を確認せずにその次のステップに移ることは今もなっておりません。その意味で、今後もお話のように手順はきちんと整理をして明らかにしていきます。その中で、私どもの一方的な判断のもとに進めていくものではないと御理解いただきたいと思います。

○池本部会長 よろしいでしょうか。

ほかには。

では、矢野委員、どうぞ。

○矢野委員 悪質事業者の取締りはもちろん消費者も十分してほしいのですが、最近、消費者被害救済委員会等でも取り上げられているところで、なかなか斡旋に応じないとか、さらに悪質化していて、そういったことに対して今回の提案については、まずは改正をしていって、現行の国との法との関係とか、いろいろな整合性をとっていく部分もあると思うのですが、さらに効果が及ぶというところがやはり消費者にとってもきちんとつかめないと、むしろそれは非常に望んでいることなのですが、その辺の有効性について個別のことではなくて、全体で最終提案するときにはそこはしっかり出していただきたいなと思っております。

立入調査の先ほどの公表のところでは、立入調査できることのほうが本来の目的なのだという事なのですが、説明のところにはやはり都民への情報提供というものもあるのですが、実際に都民がどれだけ情報を活用できているかがなかなか私たちもつかめていませんし、さまざま情報がある中で、得てして余り知らないような事業者名が多いと思うのですが、そういったところがどう活用できるのかというところでは、実際に条例改正等をした場合にも、その有効に機能する手だてをさまざま講じなければいけないと思っておりますので、その辺もあわせてさらに強化していくということで考えていただきたいと思っております。

美容医療に関しては、確かに本当に私たちも広告等でこんな被害があるということで、例えば適格消費者団体の差止請求でかなり対応しているのですが、それもかなり個別的な状況になっています。そのあたりが今回は検討ということになってはいるのですが、その辺の歯がゆさもあるのですが、そういったことに対してどの辺まで可能性があるのか。どうして医療紛争とか医療行為についてはその辺がなかなか厳しい状況があるのかというところをもう少し説明していただければと思います。

○池本部長 今の最後の部分は御説明を手短にお願いできればと思います。

○特別機動調査担当課長 最初のほうは御意見として承っております。

医療の関係につきましては、どうしても医療行為の内容の専門性ということが1つありまして、この条例の中でも適用除外という形でずっとこれまで条例制定以来、そういう状況でした。ただ、そうは言っても、消費者被害の看過できない状況が特に美容医療の中で今、出てきておりますので、その部分につきましては、切り離した上で、少なくともここについてはできるのではないかとということで、今、御議論をいただいている状況です。

例えばスパンとしてどのくらいのことを考えているのかというお話もありましたけれども、現在、実は国のほうでもこの美容医療の問題につきましても、ちょうど特商法、特定商取引に関する法律が大きく平成21年に法改正されてからちょうど5年がたとうとしています。その中で見直しを進めている最中でございます。その中でも美容医療について問題提起がなされていて、「特定継続的役務提供」の取引類型に絡んだ形で整理ができるのかどうかいろいろ国のほうでも検討しているようです。これが実際、実現されますと、クーリングオフの問題ですとかいろいろな形で随分事態が変わってまいります。そうした法改正が実際実現するかどうかは確定的な状況にありませんけれども、都としてもこうした国の状況を踏まえて対応する必要があると考えております。その法改正もあるとすれば、平成27年秋に法案を固めて、28年で通常国会で審議されるようなお話を伺っていますので、そういうことをにらみながらのお話になろうかと思っております。

○池本部会長 ありがとうございます。

ちょっと予定時間を超過したところもありますので、それでは、本日いただいた皆さんからの御意見を小部会で引き続き議論していただき、その論点整理に反映をお願いしたいと思います。

審議事項（3）は以上ですので、部会は公開扱いにまた戻したいと思います。

（傍聴者再入室）

○池本部会長 さて、今後の進め方のことです。きょう、議論いただいた消費者教育の展開、消費者被害救済の充実、そして、ただいまの悪質事業者への対応強化それぞれについて、中間報告という形で後ほど事務局で作成をしていただき、それを次回の部会で、できれば少し早目に中間報告の素案をいただいて、委員の皆さんからまた意見を少し出していただくことと、特に1番目の消費者教育の展開は、消費者教育推進協議会という形で、そちらの委員の方にも御意見をいただければと思います。そういったところも踏まえて、次回のこの検討部会では、両方の部会の委員からいただいた意見も踏まえて修正した中間報告案をお出しいただいて審議する。ちょっと事務局での作業が大変かと思いますが、そういう形で進めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○池本部会長 では、そう進めさせていただきます。

全体を通じてあとはよろしいでしょうか。

それでは、今後の検討部会の進行等について、事務局から御説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、参考資料⑤の「検討部会の今後の予定」というA4横の資料をごらんください。

一番上のところに検討部会の次の予定を書かせていただいております。

第3回の部会を8月26日火曜日の午後1時半から2時間程度、都庁内の会議室で行う予定でございます。部会長からも御説明いただきましたとおり、事前に本日の議論も踏まえまして、事務局のほうで作成いたしました中間報告の素案を御提示させていただきまして、皆様から意見をいただいて、できる限り反映させたものを当日、資料としてお出ししたいと思っております。消費者教育推進協議会の委員の方にも御意見をいただいてやっていきたいと思っております。

なお、論点3つ目の悪質事業者への対応強化の関係につきましては、スケジュールの真ん中の段をごらんいただきますとおわかりいただけるかと思うのですが、第4回の小部会が8月22日開催ということで、次回のこちらの部会の直前の開催になりますので、事前に委員の皆様から意見をいただく中間報告の素案につきましては、その時点で可能な範囲で小部会の議論を反映させたもの。多分、第3回の小部会の御議論ぐらいいままでになってしまうのかなと思っているのですが、できる限り反映させたもので御提示をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただければと思っております。

検討部会の開催の詳細につきましては、後日改めて通知を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本部会は小部会を兼ねていただいている先生方もいらっしゃいますので、ついでに御案内申し上げますと、次回の小部会は8月5日火曜日の午後3時半から同じく都庁の会議室で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局から最後になりますけれども、このたび7月16日付で職員の異動がございまして、こちらの事務局についても職員を交代させていただきます。

私、企画調整課長の吉村がこのたび16日付で消費生活総合センターの所長として異動することになりました。今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

私の後任には、取引指導課長の赤羽が就任いたします。

○取引指導課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○池本部長 それぞれ事務局のほうも大変な作業がこの後残っておりますが、ぜひよろ

しく願います。

それでは、以上をもちまして、本日の検討部会を終了とさせていただきます。

どうも最後までありがとうございました。

午前 11 時 59 分開会